

6 消安第6325号  
令和7年2月10日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次の飼料の安全性についての確認を行うこと

除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統



## 除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統（飼料）に係る食品健康影響評価について

### 1. 趣旨

「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統」については、令和 5 年 9 月 20 日付けでバイエルクロップサイエンス株式会社から組換え DNA 技術応用飼料の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼品目の概要

本品目は、ダイズの商業品種 A3555 系統を宿主とし、グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系除草剤への抵抗性を持たせるため、*Streptomyces viridochromogenes* 由来の *pat* 遺伝子、*Stenotrophomonas maltophilia* DI-6 株由来の改変 *dmo* 遺伝子、*Sphingobium herbicidovorans* 由来の *ft\_t.1* 遺伝子、イネ由来の *tdo* 遺伝子が導入されている。

### 3. 付与される形質の概要

導入された *pat* 遺伝子により発現する PAT たん白質は、除草剤グルホシネートを除草作用のない N-アセチル-L-グルホシネートに代謝するため、当該ダイズに除草剤グルホシネートに対する耐性を付与する。

導入された改変 *dmo* 遺伝子によって産生される改変 DMO たん白質は、除草剤ジカンバを除草活性のない 3,6-ジクロロサリチル酸とホルムアルデヒドに変換することで、当該ダイズに除草剤ジカンバに対する耐性を付与する。

導入された *ft\_t.1* 遺伝子により発現する FT\_T.1 たん白質は、アリルオキシアルカノエート系除草剤 2,4-D を分解することで、当該ダイズにアリルオキシアルカノエート系除草剤に対する耐性を付与する。

導入された *tdo* 遺伝子により発現する TDO たん白質は、トリケトン系除草剤を酸化し除草活性を失わせることで、当該ダイズにトリケトン系除草剤に対する耐性を付与する。

### 4. 利用目的及び利用方法

本品目の飼料としての利用目的や利用方法は、従来のダイズと相違がない。

### 5. 海外の状況

本品目は、カナダ及び米国において飼料として承認されている。

## 6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。